

### ヘーゲル『法（権利）の哲学』刊行二〇〇年 記念シンポジウム：人倫構想と現代：ヘー ゲルの人権概念と社会福祉の理念

KATAYAMA, Yoshihiro / 片山, 善博

---

(出版者 / Publisher)

法政哲学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

HOSEI TETSUGAKU : BULLETIN OF HOSEI SOCIETY FOR PHILOSOPHY / 法政哲学

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

50

(発行年 / Year)

2021-03-30

## ヘーゲルの人格概念と社会福祉の理念

片 山 善 博

### はじめに

本稿は、ヘーゲル法哲学の現代的意義を、社会福祉の理念や思想との関連で考察する。福祉と関連づけてヘーゲルの法哲学を捉え返す作業は、これまでもなされてきたが、その多くは、法哲学の第三部「人倫」の「市民社会」「国家」に焦点を合わせたものであった。<sup>1</sup> 本稿では、第一部の「抽象法」や第二部の「道徳性」の人格や主体性の議論も踏まえて、社会福祉思想の構想という視点から、ヘーゲル法哲学の意義について考えてみたい。というのも、社会福

祉にとって重要な概念である「人権」「尊厳<sup>2</sup>」「社会正義」の根拠づけやこれらの相互関係を考察する上で、「抽象法」や「道徳性」の議論が必要であると考えられるからである。また、戦後の社会福祉理論の構築にあたり、主観性をベースにした技術論と客観性をベースにした政策論がうまく統合されず議論されてきたが、法哲学の議論は、両者の統合についての一つの有効な視点を与えるものだと考えるからである。

ヘーゲルは、法哲学を展開する上で、「人格」に重要な役割を与えているが、社会福祉学も「人権」「尊厳」「社会正義」の基礎に「人格」や「主体性」を置いている。しか

し、近年、人格や主体性概念については、社会福祉の分野にとどまらず、さまざまな分野からの批判があり、社会福祉理論の構築にとつても、この点の考察が不可欠となっている。

そこで、本稿では、ヘーゲル法哲学の「人格」概念の検討を行い、社会福祉理論の構想に生かしよう点を考察する。1.では、社会福祉の理念である尊厳やその基礎にある人格について、批判的な観点も含めて、何が問題となっているのかを明らかにし、2.では、ヘーゲルの人格概念がどのような射程を持つのか、「抽象法」と「道徳」のいくつかの議論から示す。3.では、ヘーゲルの人格概念と社会政策がどのように結びつくのかを示し、4.では、これらの考察を踏まえて、法哲学の議論が社会福祉の理論や思想にどのように生かされるのか、その限界も踏まえて述べてみよう。

## 1. 社会福祉と人格論

戦後の社会福祉理論を構築する上で、カントやヘーゲルを含む近代のドイツ哲学は、多大な影響を与えてきた。例えば、福祉理論史の研究者である吉田久一は、戦後の社会事業（福祉）理論には、①社会哲学を背景に持った「観念

論的規定」、②プラグマティズム哲学を背景に持ったアメリカ社会事業を典型とする「機能的日常規定」、そして③社会政策や経済学に根ざした「社会科学的规定」があるとした上で、①の規定について次のように述べている。「観念論的目的概念の場合、カントやヘーゲルその他の市民社会の哲学等が背景にある。たとえば『文化的理念』とか『人格の発達』等々で、基本的には『普遍化』と『個別化』等の近代概念があり、それが近代社会事業理論の基本的性格となっている。」（吉田一九七四、一三三頁）また戦後の「社会福祉理論」の構築に大きな役割を果たした岡村重夫の理論について、「岡村社会福祉学を著しく特徴づけるものは、社会福祉の内在的理念の展開で、その前提にはヘーゲルの理念史がある」（同前一二三八頁）と指摘している。岡村の人間理解の基本にある「主体性」や「否定の否定」、「個人と社会の弁証法」などの概念は、ヘーゲル法哲学の「人格」や「人倫」概念と深い関わりを持っている<sup>3</sup>。

さて、社会福祉は、人格や主体を社会の担い手として想定し、これを基礎に、「人権」、「尊厳」、「社会正義」などを具体的に論じてきた。しかしながら、「はじめに」でも述べたように、「人格」や「主体」概念は、近年さまざまに批判を受けている。特に理性や自由意志を想定した人格への批判は強い。例えば現代の脳科学あるいはAI研究

は、理性や自由意志の存在に疑問を呈している。あるいは理性や自由意志の有無をめぐる人間の選別の可能性への批判もある。例えば精神疾患、知的障害者、認知症患者などが人々が排除されるのではないかという問題である。

とはいえ、近代においては、理性や意志を想定した人格は必要不可欠というだけでなく、積極的な意味を見出すという立場が主流であった。そもそも、こうした想定がなければ、近代の法制度や国民国家という設定が成り立たないからである。また、積極的という点では、福祉の現場は、精神疾患者や知的障害者に自由意志を想定し尊重してきただ。何人にも意志を認めていくことが個人の尊厳につながると考えるからである。

近年、尊厳概念や人格概念の問い直しを行なっているクヴァンテは、人間の尊厳の根拠づけの方法の一つに「内在的根拠づけ」があるとし、尊厳とは人間の内面にある固有の能力に基づくものだと指摘している。この固有の能力とは、例えば自律的に生を営む能力といったことになるが、こうした「内在的根拠づけ」による尊厳概念は、特にカント以降のドイツ観念論において、「人格」論として論じられてきた。その一方で、人格は内在的なものであるというよりも、社会的承認によって与えられるとする考えもある。クヴァンテ自身は、こちらの立場である。「人格とし

て存在するとは、自分自身と他者を人格として認識し、承認し、また、他者によって人格として認識され、承認されることを意味する。(中略) 人格として存在し、パーソナリティを形成するとは、常に社会的に媒介された承認という評価的関係に入ることを意味する。」(クヴァンテ二〇一三、二〇八―九頁) 人格が人間に内在的なもの(生まれつき備わっているもの)なのか、あるいは承認活動(社会的な承認など)によって与えられるものなのか、これ自体が議論的になるが、いずれにしても尊厳が人格に関連づけられるという点では同じである。

筆者は、人権や尊厳、社会正義を論じる際に、人格の基礎に理性や自由意志を置くべきだと考えるが、同時に上述でも触れたようなさまざまな批判に依えていく必要もある。特に小松による(「理性に基づく人格・尊厳論への批判」)に対する応答は必要である。小松は、尊厳概念が「理性を人格・尊厳の基礎としている以上、理性が状態変化して消失すれば、人間はおのずと尊厳をも失うことになる」(小松二〇一五、七四頁)とし、また人格と切り離された身体には尊厳がないとされると、こうした尊厳論が、「身体の資源化・商品化・市場化」を邁進させることになると指摘する。その上で、「身体を導入した『人間の尊厳』概念」(同前、七六頁)の構築が必要であると説く。

筆者は、人格概念を基礎にする場合には、ヘーゲルが法哲学で試みたような人権概念の拡張が必要であると考えられる。次節では、この点について、法哲学の叙述に沿ってみていきたい。

## 2. 人格概念の拡張とヘーゲルの人格論

ヘーゲルは、『精神現象学』で、「個人を人格として捉えることは、軽蔑の表現である」(GW. 2. 261. 六五頁)と述べている。人格は、人間の抽象的・形式的な捉え方であって、こうした抽象性・形式性を超えていくところに人間の本来のあり方があるとされるからである。同書では、ギリシア共同体が崩壊した後の古代ローマ社会に、共同的な規範を失ったバラバラな個人が人格として登場する。人格という点で万人は平等であるが、身体性や共同性を捨象しているという意味で空虚な存在である。ヘーゲルは、「精神」章の「自ら疎遠になった精神 教養形成」で、人格が自己を疎外しながら普遍的なものを獲得していく教養形成のプロセス(これが近代的主体性となる)を描いている。

『精神現象学』と同様に、法哲学においても、人格は、〈自らを構成している主観的なもの〉を廃棄する運動として捉えられている。例えば、「抽象法」で現れた人格の自

由は、「道徳性」では主体の「特殊意志」として、「人倫」では「実体的内容をもつ精神的意志」(GW. 26-3. 1266. 三〇七頁)として捉え返されていく。人格は自己陶冶の運動なのである。さて、「抽象法」でヘーゲルは人格を次のように定義している。

「私はあらゆる側面から依存的である。しかしまさにそのようにして私は私固有のものである。私は私を自我として認識することによって、私は無限であり普遍的である。私がこの矛盾するものを分離したまま保持する力であることが、人格性の概念である。私はこのように絶対的な結び目である。人間が自分を人格として知るところに人間の全き価値はある。」(GW. 26-1. 15f. 一六頁)この依存と自立の矛盾として人格は成り立つ。この矛盾に耐えこれを持ち越えようとするとところに人格たる人間の価値があるとされる。ではこの矛盾はどのように解消されるのか。ヘーゲルは、この矛盾は個人(個々の人格)の力によって克服はされないという。その克服には人格の基盤にある人倫を形成している理性や精神の助けが必要となる。

依存と自立という「全く反対の極を結びつけるのはまさに精神である。精神は途方もないので、いわゆる健全な知性には狂ったものと見えるが、全く正反対のものを結びつける。そのように精神の力は偉大なのだ。私は石ころの

ように力なくはかない存在であるが、このような弱さにおいて対象を無限に自由なものとして自覚している。人格はこのように高貴なものであるが、まだ抽象的である。というのも、私は自分をこのひととして知るに過ぎず、このひととして規定されているに過ぎず、私の自由というも一つの内容にふさわしくない。この矛盾はなるほど私に担われているが、解消されることはない。両者の調和、同一性は、理性においてはじめて可能である。」(GW. 26-3, 113f. 九三四頁) 引用にある「精神」や「理性」は、歴史や社会の中で現に働いている力を指すが、具体的には、のちに見るように「人倫」の社会規範や、制度・仕組みや文化装置(市民社会の司法制度やポリツァイといった福祉・行政政策、コルポラツィオンといった職業団体、そしてそれを監督する国家統治)などである。

さて、矛盾を孕んだ人格は、「抽象法」では、物件(モノ)との関係で論じられている。その中に身体の所有について述べた箇所がある。そこで、ヘーゲルは身体の独特の在り方に言及している。ヘーゲルは、人格と身体の間(他者関係)を媒介させることで、単なる物件とは異なる身体のある方を次のように提示する。「身体が直接的な存在である限り、その身体は、精神にふさわしくない。精神の従順な器官や魂が吹き込まれた手段であるためには、身

体は、まず精神によって取得されなければならない。しかし、他者にとつては、私は本質的に、私が直接持つその私の身体において自由なのである。」(『要綱』四八節)つまり人格は身体を取得せねばならないが、同時にその身体において自由なのである。ここで心身関係は、(私の視点)と(他者の視点)の二重の視点から捉え直されている。私にとつて、身体は人格の所有物(この点はロック以来の所有権の考え方を引き継いでいる)であるが、他者にとつて、身体は私の人格そのものである。人格が身体を所有できる(私の視点)ためには、人格と身体が一体でなければならない(他者の視点)。逆もまた同様である。心身二元論と心身一元論が相互に前提しあう関係になっている。<sup>6)</sup>

このように身体と人格は切り離せない関係であるので、「身体を欠いた意志の自由」という想定は、成り立たない。感じるといふ身体の受動の働きと、精神の能動の働きは区別できない。「私は生きている限り、私の魂(概念、より高次には自由なもの)と肉体は区別されない。肉体は、自由の具体的存在であり、私は肉体で感じるのである。」(GW. 26-3, 112f. 一一四-五頁)従って、他者による私の「身体」への侮辱は、人格そのものへの侮辱でもある。「他者によつて私の身体に加えられた暴力は、私に加えられた暴力である。」(ibid. 一一五頁)

このように捉えられた人格は、モノのように身体を処分する権利を持たない。自殺はできるが、その権利はないという。ヘーゲルは、自殺の禁止に触れた箇所、次のように述べている。「外的活動の包括的全体性、つまり生命(活動)は、それ自身このものであり無媒介に存する人格性に対して、外的なものではない。生命の放棄や犠牲は、この人格性の定在の反対である。したがって、私は、こうした放棄に対していかなる権利も持たない。」(七〇節)生命と同一化した人格は、自らの生命活動(具体的に生活)を放棄する権利を持つことはできない。これに対して、生命に対する権利は人倫の理念のみが持つとされる。「人倫の理念のもとで無媒介の人格性は没するのであり、この理念はこの人格性の現実的な力であり、この理念のみが生命に対する権利を持つ。」(七二節) もちろんこのような指摘は議論の余地があるが、人格は生命であるだけでなく同時に倫理的存在であるとする考え方は、人格を身体や共同体から分離し、人格の自己決定権を優先する考え方を拒否するものであり、安楽死などの議論で個人の人格(パーソン)に死ぬ権利を認めるべきだとする主張に対する有力な反論の一つになる。

さて、法哲学第二部の「道徳性」では、人格を自覚し自ら意志した内容を実現していこうとする主観(主体)のあ

り方が論じられる。「抽象法」では、人格はモノとの関係で考えられていたが、「道徳性」では、人格は「意志する」主観に置き換えられ、他者との関係がクローズアップされる。自分の意志内容の実現には、他者の意志への働きかけが必要だからである。自己充足をヘーゲルは主観(主体)の根源的な欲求として肯定的に捉える。ヘーゲルは「主観は自らを満足させる権利を持つのであり、主観的な関心を持たない行動は存在しない」(GW. 26-3. 1214. 一三七頁)とし、さらに自己充足は義務でもあるとまで述べる(GW. 26-3. 1217. 二四〇頁)。そして自分の欲求の充足は他者の欲求の充足を必要とするため、自分の幸福を実現するためには他者の幸福を促進しなければならないことになる。ここから「意識するにしてもしないにしても、人間は他者の幸福を促進することなしに自分の幸福を促進することはできない」(GW. 26-3. 1218. 二四二頁)ということが導かれる。

しかし、他者や万人の幸福の促進は、あくまで自分の特殊な意志内容の実現にすぎないため、普遍的な法/権利と対立する。幸福の追求は所有権を必要とする(逆も同様)反面、所有権と対立する場合もある。ヘーゲルは、両者が対立する場合は、幸福の追求が制限され、一般的な法/権利が優先されるとするが、特殊意志の総体である生命活動

そのものが究極の危機に陥った場合は、一般的な法／権利（所有権）を制限する「危急権」が法／権利として要求できるという（幸福のために他者の所有権を侵すことはできないが、命に関わる場合は許される）。なぜかというとき、生命活動（生活）は所有権よりも包括的だからである。「自然の意志の関心の特殊性がその単純な総体性において把握されると、それは、生命としての人格的定在である。これが究極の危険の中にあり他者の法的所有と衝突するとき、これは、危急権（是認としてではなく、法権利として）を要求しなければならない。」（二七節）この（生命（Leben））とは、具体的には、生活を営むことであり、例えば、農民には農具を、職工には工具を、他者の所有権を制限したとしても法／権利として要求できる（*ius*）とされる。こうした危急権を取り上げること、ヘーゲルは、人格の法／権利も、道徳的主体もともに一面的であることを示し、両者の根底に生命活動があることを浮き彫りにするのである（二八節）。

そして、この生命活動（生活）が普遍的な目的（善の理念）とされ、特殊意志がこの善の理念を意志するそのあり方に「価値と尊厳」があるとされる。「主観的意志にとって、善は端的に本質的なものであり、意志が自らの洞察と企てにおいて、善に相応しいものである限りで、価値と尊

厳を持つのである。」（三一節）ヘーゲルは、生きること（生命、生活）を共同体の目的として行為しようとする意志のあり方に「尊厳と価値」を見出ししている。こうして、自立と依存の矛盾を内包した人格は、法（所有権）と道徳（幸福の促進）の矛盾を内包した生命（生活）となる。このように捉え返された人格に尊厳と価値が見い出されることになる。第三部の「人倫」では、生命（生活）は権利として、保護されるべきものとして考察される。

### 3. 生命（生活）の権利の保護と促進

かつては、古臭い国家主義を提唱したものとして捉えられてきた法哲学であったが、近年のヘーゲルの市民社会論や国家論に着目した多くの研究<sup>7)</sup>によって、そのイメージも大きく変化した。

ヘーゲルはその第三部「人倫」において個人と国家のあるべき関係を次のように述べている。「各人は国家の体系の中に入らなければ存在できず、国家の原理のもとでしか満足できないというようにあらねばならない。個人が国家の中で例えば洞察によって自立的に自由であるかどうかは、再び個人そのものの問題である。従って国家は個人が自らの恣意によって振る舞えるように配慮しなければなら

ないし、第二に個人が国家に結びつけられ、第三にこの結びつきが、服従しなければならぬ悲しい必然性として的外的な力として現れるのではなく、洞察が必然性と和解し、結びつきが鎖として認識されるのではなく、より高い人倫的必然性として認識されるよう配慮しなければならぬ。」(GW. 26-3. 1310f. 三七一頁) ここには個人と国家の理想的な関係性が示されているが、このことの認識と実現には、「市民社会」のさまざまな制度や仕組みが不可欠となる。

ヘーゲルによると、各人は「諸欲求の体系」とされた市民社会において、労働を介して、自らの欲求を満たし、同時に他者の欲求を満たすのである。「各人は自分のために儲け、生産しかつ享受することによって、他の人々のために生産しかつ享受するのである。」(一九九節)そして、こうした活動で蓄積された公的な「資産」によって、人格の教養形成はなされる。「万人の依存関係という全面的な絡み合いの必然性は、今や万人にとって普遍的で持続的な資産となる。そしてこの資産は、誰でもが、自らの教養形成と技能とを通じてそこに関与し、自らの生計のための保障が与えられるという可能性を含むとともに、同じく自らの労働によって媒介されたこの儲けが普遍的資産を維持し、かつ増加させるのである。」(一九九節)

しかし市民社会は、富を増大させる一方で、貧困を増大させ、生計を不可能にするだけでなく、教養形成の機会を奪う。(GW. 26-3. 1331f. 三〇九頁)「市民社会のそれ以上の自由や、ことに精神的な利益を感じしかつ享受する能力がなくなるのは、実はこの後者(貧困の増大)と関連している。」(二四三節)貧困がもたらす窮乏によって「生きる権利(Recht zu leben)」は毀損されるのである。しかしながら、「生きる権利は、人間において絶対的本質的なものであり、本質的に市民社会はこのことに配慮しなければならない」(GW. 26-1. 138. 一七六七頁)であり、市民社会に組み込まれている、ポリツァイ(内務・福祉行政)による救貧政策やコルポラツィオン(職業団体)による教養形成がこの役割を担う。

しかし、市民社会は貧困の増大とペーベル(自尊心をなくした貧窮民)の発生を根本的に解決できないというのがヘーゲルの見立てである。「市民社会は富が過剰でありながら十分に豊かではない。すなわち、市民社会は、貧窮の過剰と賤民の産出とを防止できるほど十分に独自の資産を持たない。」(二四五節)ペーベルに対して、富を再配分したとしても、労働を介していなければ、自尊心を損なうし、労働の機会が与えられたとしても、生産過剰を引き起こす。市民社会はこの限界を乗り越えることができない

のである。ここに国家の存在の必然性がある。市民社会のポリツァイとコルポラツィオンを媒介にしながら、「生きる権利」を根本から支える国家の存在が、各人に自覚されるのである。

#### 4. ヘーゲルの人格論の射程とその意義

以上みたように法哲学で人格は、個人に帰属する内在的能力ではなく、共同体において具体化され保護されるものとして捉えられていた。「人間は、人間が自らの存在の外的な依存の側面にしたがって、自立の意識に到達する」(GW. 16-3, 1327, 三九四頁)といわれるように、市民社会の相互依存の中で人格は自覚され、その人格の生きる権利は、共同体(市民社会の中間団体とそれを監督する国家)に保護される。ヘーゲルの人格論には、所有にとどまらず、欲求を持った生命、生きる権利やその保障の根柢が含まれている。こうした人格論は、社会福祉の主体性を考える上でも重要な指摘であるとともに、社会政策の目的がなっているのかを端的に示すことができるものであろう。

しかし、この人格論は、理性や自由意志をその要件としている以上、人間の選別の可能性を否定したことになるという批判に応えたことにはならない。これについて、

筆者は次のように考える。ヘーゲルは(他者にとつての視点)から人格と身体を不可分のものと捉えており、この点を重視したい。對他関係において成立する(身体性としての人格)に着目すると、私たちは、実際に、他の身体に人格(自分と同一視できない意志ある存在)を見てとつている。他者にとつても同様に、私の身体は、単なるモノではなくて、人格である。私たちは、互いの身体に、自らと異なる人格を見てとる。現に、私たちは、知的障害者、重度の精神疾患者、認知症患者たちと人格あるものとして関わっている。むしろ、問題となるのは、理性的能力の有無を、私たちが外から身体と切り離して判定できるといふ考え方である。

このように考えると、人格の相互尊重は、生命活動(生活)の相互尊重として、理性の有無とは関係なく、包括的に捉えられることになる。人格の尊厳とは、共同体においては、何よりも、生きる権利の保障であり、さらには人倫を担うべき教養形成の場の保障である。人格を理性的なものに還元せず、倫理的な生命活動として捉えていくことは、社会福祉の人格に基づく人権、尊厳をめぐる理論を形成していく上でも、重要な意味を持っているのではない。

また次のような批判もある。教養形成として捉えられた

ヘーゲルの労働観は、労働をしない／できない存在の市民社会からの排除を正当化しないか、という批判である。こうした存在は、法哲学では、ペーベルにあたるが、現代で言えば、引きこもりやニート、あるいはフリーライダーなどに相当するだろう。あるいは健康者と同等の労働が困難である知的障害者や重度の精神疾患の患者などは、労働の場がそもそも与えられていない。こうした存在は、現実の市民社会においては、〈仕事をしない＝自己形成をしない＝社会的に妥当しない〉存在として権利の制限を容認してもよいのか。この点については、前節で見たように、労働をしないことは「生きる権利」の剥奪を意味するわけではない。労働（自己形成）の権利を行使しないことが、生きる権利の保障を奪うことにはならない。

しかし、市民社会の相互依存の構造は、誰かの犠牲の上に成り立つのではないかという批判は、ヘーゲルの市民社会論や国家論の射程を超えている。例えば南北問題（現代ではグローバルサウス問題）のように、市民社会の成立そのものがこうした外部性を不可欠なものとしている。ヘーゲルの場合、アダム・スミスの商業社会のモデルを採用しており、市民社会が何かの犠牲の上に成り立つという発想はない。もちろん、市民社会が貧困の増大やペーベルの産出をもたらす以上、こうした構造や存在を前提に成り立つ

ていると考えることもできるが、あくまで市民社会の内的な問題であり、国家の指導のもとさまざまな社会政策によつて解消できると考えている。こうした点については、資本主義分析などを通した、市民社会の捉え返しが必要である。社会福祉学では、「岡村―孝橋論争」でこのことが論じられたが、こうした点も踏まえながら、法哲学の現代的意義を探っていくことも必要となるだろう。

## おわりに

これまでみてきたように、ヘーゲルにとつて、人格は単なる人間の内面の理性的な働きではなく、身体的感受性を土台とし、生命活動（生活）を営み、共同体の制度や仕組みに支えられた存在であった。こうした視点は、人権や尊厳が具体的になんであり、なぜ尊重しなければならないのかの根拠を示すものである。

もちろん、ヘーゲルの法哲学は、一九世紀初頭の時代状況を反映し時代的な制約を帯びたものである。その意味では、現代にそのまま当てはめることはできない。また、二〇世紀後半以降の科学技術の急速な発展を背景に生じた社会的な問題を扱うにもさまざまな制限がある。人工知能やロボット研究は、人間とは何かを改めて問い直してい

る。その一方で、人間の（身体だけでなく精神も含めた）機械化も進行している。精神と身体を切り離して、それぞれをデータ化し分析可能とする機械論的な人間把握の動きも進んでいる。社会福祉に限らず、さまざまな領域で、人間の捉え方の均一化、平面化が進んでいる。

人格という抽象的なところから出発して、身体や共同と関連づけて捉えていったヘーゲルの人間の捉え方は、機械論的な発想とは逆である。紙面の関係で、扱える範囲が限定されてしまったが、ヘーゲルの法哲学は、現代においても依拠すべき論点や着想が数多く示されていると思う。

付記・法政哲学会では、多くのご質問ありがとうございます。ありがとうございました。十分お答えできなかったことについては今後の課題とします。なお、3.については新たに付け加えました。

### 《註》

- (1) 例えば、福吉（二〇〇六、二〇一〇）を参照。
- (2) 近年、岩波の『思想』で「尊厳」についての特集が組まれるなど、尊厳論の問い直しやそのアクチュアリティに目を向けた研究がなされている（例えば、加藤二〇一七、二〇二〇）。
- (3) 例えば、岡村は人格や否定の否定を次のように使用する。「われわれは、（中略）人間存在の個人的契機を主体的

人間性として再評価し、その実現を援助する社会制度ないし社会的努力として、『現代の社会福祉』を位置づけるものである。それは、この個人的契機すなわち主体的人間性は、人格の尊厳性の哲学的基礎であるからであり、これを否定する共同体を否定し返す個人を援助する、新しい社会制度を要求せねばならないからである。」（岡村一九九三、五頁）

(4) 衣笠は、福祉の現場では、「判断し自己決定できる個人」のみに「尊厳」を認めるという従来の立場では、解決できない問題があることを指摘している（衣笠二〇一八、一七二頁）。

(5) マラルドは「ホネットは尊厳を個人だけでなく集団にも帰しており、承認の相互主観的性格を強調する。（中略）そこで問いが立ち上がる。すなわち、尊厳は承認に依拠しているのか、あるいは尊厳はすべての人間に初めから備わる不可欠なものであり、後から承認されるものなのか」（マラルド二〇二〇：六四―五頁）と承認論への疑問を呈している。

(6) 加藤尚武（一九六五、二〇一八）を参照。

(7) 多くの研究があるが、高柳（二〇〇〇）、滝口（二〇〇七）、神山（二〇一六）を挙げておく。

### 引用・参考文献

『法哲学要綱』からの引用については、節番号を、『精神現象学』及び「講義録」からの引用は、原著のページ数と翻訳のページ数を記載する。

・Hegel, G. W. F., *Gesammelte Werke*, Bd. 9, Felix Meiner

- Verlag 1980 (檀山欽四郎訳『精神現象学(下)平凡社、一九九七年』)
- ・ *Gesammelte Werke*, Bd. 14-1, Felix Meiner Verlag 2005 (藤野渉・赤沢正敏訳『法哲学』岩崎武雄編『世界の名著』ヘーゲル』中央公論社、一七七八年)
  - ・ *Gesammelte Werke*, Bd. 26(1), Felix Meiner Verlag 2013 (高柳監訳・神山・滝口・徳増訳『自然法と国家学講義』ハイデルベルク大学一八一七・一八一八年』法政大学出版局、二〇〇七年)
  - ・ *Gesammelte Werke*, Bd. 26(2), Felix Meiner Verlag 2013 (ディーター・ヘンリッヒ編・中村・牧野・形野・田中訳『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』法律文化社、二〇〇二年)
  - ・ *Gesammelte Werke*, Bd. 26(3), Felix Meiner Verlag 2015 (長谷川宏訳『法哲学講義』作品社、二〇〇〇年)
  - ・ 岡村重夫「地域福祉の思想」大阪市社会福祉協議会編『大阪市社会福祉研究』第一六号、一九九三年
  - ・ 加藤尚武「人格と社会」金子武蔵編『人格』理想社、一九六五年
  - ・ 加藤泰史「思想の言葉」「尊敬」概念のアクチュアリティ『思想』No. 1114、二〇一七年
- ・ 加藤泰史「人間の尊敬を守る社会」の構築に向けて」加藤泰史・小島毅編『尊敬と社会(上)』法政大学出版局、二〇一〇年
- ・ 神山伸弘『ヘーゲル国家学』法政大学出版局、二〇一六年
  - ・ クヴァンテ, M.、後藤弘志訳『人格 応用倫理学の基礎概念』知泉書簡、二〇一三年
  - ・ クヴァンテ, M.、瀬川真吾訳『尊敬と多元主義——今日におけるヘーゲル哲学のアクチュアリティとその限界』『思想』No. 1114、岩波書店、二〇一七年
  - ・ 小松美彦『生権力の歴史 脳死・尊敬死・人間の尊敬をめぐって』青土社、二〇一五年
  - ・ 高柳良治『ヘーゲルの社会理論』御茶の水書房、二〇〇〇年
  - ・ 滝口清栄『ヘーゲル』法(権利)の哲学 形成と展開』お茶の水書房、二〇〇七年
  - ・ 福吉勝男『使えるヘーゲル 社会のかたち、福祉の思想』平凡社、二〇〇六年
  - ・ 福吉勝男『現代の公共哲学とヘーゲル』未来社、二〇一〇年
  - ・ マラルド, J. C.、高畑祐人訳『承認概念の再概念化——和辻哲郎の視点から』加藤泰史・小島毅編『尊敬と社会(上)』法政大学出版局、二〇一〇年
  - ・ 吉田久一『社会事業理論の歴史』一粒社、一九七四年